

# 一般社団法人三重県サッカー協会

## 基本規程《給与規定》

### 第1章 総則

#### 第1条〔目的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会就業規則第14条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定める。

#### 第2条〔給与等の定義〕

この規定で給与等とは、基本給、通勤手当をいう。

#### 第3条〔給与の支給と控除〕

1. 職員の給与は、職員の本人名義の預貯金口座への振込むものとする。
2. 次に掲げるものは、給与から控除する。
  - (1)源泉所得税
  - (2)健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
  - (3)雇用保険の保険料の被保険者負担分
  - (4)市民税・県民税

#### 第4条〔給与の計算期間及び支払日〕

1. 給与は、当月1日から起算し、当月末日を締切りとした期間について計算し、翌月5日に支給する。  
ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。
2. 前項の計算期間の途中で採用、または退職した場合の月額による給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支給する。

#### 第5条（基本給の決定）

1. 職員の基本給は、別に定める俸給表に基づき、本人の職務、資格及び勤務成績等を考慮して専務理事が決定し、会長の承認を得て決定する。
2. 基本給は職員の区分により次のとおり定める。
  - (1)常勤職員の基本給は月給制とする。
  - (2)パート職員の基本給は時間給とする。

#### 第6条〔初任給〕

新に採用された職員の基本給は、前条第 1 項に定める俸給表に基づき、本人の学歴職歴、技能及び他の職員との均衡等を考慮して専務理事が決定し、会長の承認を得て決定する。

#### **第 7 条〔昇給〕**

1. 昇給は、原則として毎年 4 月 1 日をもって、基本給について行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、職員が現に受けている俸給を受けるにいたったときから 1 2 か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、昇給させることができる。

#### **第 8 条〔通勤手当〕**

通勤手当は、合理的と認められる経路に応じ、通勤に要する実費に相当する額を別に定める通勤手当表に基づき、支給する。

#### **第 9 条（休暇等の給与）**

年次有給休暇の期間は、所定勤務時間勤務したときに支払われる通常の給与を支給する。

#### **第 1 0 条〔給与の改定〕**

給与の改定は、基本給を対象に、随時、職員の勤務成績を評価し実施する場合がある。

#### **第 1 1 条〔賞 与〕**

1. 賞与は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在職する職員に支給する。
2. 賞与の額は、専務理事が決定し、会長の承認を得るものとする。
3. 賞与は、夏期は、6 月 1 5 日、年末は、1 2 月 1 5 日に支給する。
4. 賞与の対象期間は、1 月から 6 月までの 6 か月分を 6 月に、7 月から 12 月分を 12 月に 支給するものとし、途中採用の時は、基本支給額を月割りとし、勤務月数に応じた額を支給する。

#### **第 1 2 条〔改正〕**

規定の改正は、理事会の議決により行うものとする。

#### **附則**

1. この規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
3. この改正は、令和 3 年 6 月 1 9 日から施行する。

常勤職員俸給表

号俸	給与月額(円)	号俸	給与月額(円)	号俸	給与月額(円)
1	155,000	1 6	230,000	3 1	305,000
2	160,000	1 7	235,000	3 2	310,000
3	165,000	1 8	240,000	3 3	315,000
4	170,000	1 9	245,000	3 4	320,000
5	175,000	2 0	250,000	3 5	325,000
6	180,000	2 1	255,000	3 6	330,000
7	185,000	2 2	260,000	3 7	335,000
8	190,000	2 3	265,000	3 8	340,000
9	195,000	2 4	270,000		
1 0	200,000	2 5	275,000		
1 1	205,000	2 6	280,000		
1 2	210,000	2 7	285,000		
1 3	215,000	2 8	290,000		
1 4	220,000	2 9	295,000		
1 5	225,000	3 0	300,000		

通勤手当表

距離	支給月額	備考
片道 2Km 未満	無支給	
片道 2Km 以上 5Km 未満	2,000 円	
片道 5Km 以上 10Km 未満	3,000 円	
片道 10Km 以上 15Km 未満	4,500 円	
片道 15Km 以上 20Km 未満	6,000 円	
片道 20Km 以上 25Km 未満	7,500 円	
片道 25Km 以上 30km 未満	9,000 円	
片道 30Km 以上 35km 未満	10,500 円	
片道 35Km 以上 40km 未満	12,000 円	
片道 40km 以上	13,500 円	

パート職員 時間給（三重県最低賃金に準じて 50 円単位で自動引上げ）

時間給	950 円
-----	-------